

社会福祉法人富津市社会福祉協議会役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富津市社会福祉協議会の会長、副会長、理事、監事、評議員並びに委員会の委員等の報酬及び費用弁償と旅費の支給について定めるものである。

(報酬)

第2条 会長及び評議員選任・解任委員（弁護士）については、別表1に掲げる報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 副会長、理事、監事、評議員並びに委員会の委員等が会長等の招集する会議に出席したときは、別表2に掲げる費用弁償を支給する。

(旅費)

第4条 会長、副会長、理事、監事、評議員等が会長の依頼により、会務のため旅行するときは、別表3に掲げる旅費を支給する。ただし、宿泊料は研修会等負担金等を持って処理する場合には、これを支給しない。

(特例)

第5条 前条の場合において役員等が公用車を使用したときは、鉄道運賃及び車賃は支給しない。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、なお必要な事項並びにこの規程に定めない事項については、その都度会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成元年6月16日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 社会福祉法人富津市社会福祉協議会役員等費用弁償規程（昭和63年12月17日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成2年10月24日から施行し、平成2年10月1日から適用する。

2 役員等が、改正前の規程に基づいて支給を受けた旅費は、改正後の規程による旅費の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成5年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区分	報 酬
会長	100,000円（月額）
評議員選任・解任委員 （弁護士）	10,000円（1日につき）

別表 2 (第 3 条関係)

区分	費用弁償 (1 日につき)
副会長	1, 500 円
理事・監事	1, 500 円
評議員	1, 500 円
各委員会委員等	1, 500 円

別表 3 (第 4 条関係)

区分	鉄道賃	車賃	宿泊料 (1 夜につき)	備考
会長	実費	実費	実費	
副会長	実費	実費	実費	
理事・監事	実費	実費	実費	
評議員	実費	実費	実費	

※但し、宿泊料については 13,100 円を超えない範囲とする。